

新型コロナによる県の休業要請（第2弾）を受け 市協力金の交付対象者を拡充

国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、県は休業要請に協力した事業者の他、要請対象外の業種で「自主休業する事業者」も対象とする第2弾の追加支援を行うと発表しました。

これを受け市は、5月7日から5月31日までの休業要請の延長期間について、感染症拡大防止にご協力いただき、第2弾の県協力金を受給された市内事業者の皆様に対しても、市独自の協力金である「茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を交付します。

1 交付拡大の対象となる事業者

県が実施する「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)」(休業要請期間5月7日～5月31日(少なくとも期間中20日間、遅くとも5月12日から5月31日までの間))を受給した市内事業者

※ 県協力金第1弾、第2弾ともに休業等で協力した場合でも、市協力金における申請は1事業者につき1回となります

2 交付額

一律20万円

※ 店舗等を賃貸して営業をしている事業者や、市内に複数の事業所を有する事業者への加算はありません

3 申請時期

7月上旬を目途に調整中

4 申請方法

電子申請または産業振興課への郵送での申請を検討しています。

申請方法は、密閉・密集・密接の「3密」を極力回避した方法とします。詳細は別途市ホームページ等でお知らせします。

5 その他

(1) 県協力金第1弾(休業要請期間4月24日～5月6日)における市協力金の申請は5月7日から受け付けています。

(2) 本事業の実施にあたっては、今後提案する補正予算案が議決されることが条件となります。